

千葉県地域再犯防止推進モデル事業 実態調査報告書

2019年2月

MS&AD

MS&ADインターリスク総研

目次

本編	3
I. 調査概要	3
1. 調査目的	3
2. 調査項目	3
3. 調査内容	3
(1) センターにおける支援事例の分析	3
(2) 犯罪をした人等の社会復帰に向けた生活支援ニーズ実態調査	3
(3) 代表センターへのヒアリング調査	4
II. 調査結果のまとめ・今後の課題	5
1. 犯罪をした者の対象者像	5
2. 犯罪をした者等への社会復帰のための支援に係る課題	7
(1) センター及び各支援機関に係る課題	7
(2) 司法から福祉的支援への移行に係る課題	8
(3) 当事者特性及び社会資源に係る課題	9
III. 実態調査詳細	10
1. センターにおける支援事例	10
2. 犯罪をした人等の社会復帰に向けた生活支援ニーズ実態調査	20
IV. ヒアリング調査	35
1. 調査概要	35
2. 調査実施期間	35
3. 調査対象機関	35
4. 調査項目	35
5. ヒアリング内容	36
6. ヒアリング調査まとめ	46
資料	48
I. 実態調査票（センター支援事例）	48
II. 実態調査票（犯罪をした人等の社会復帰に向けた生活支援ニーズ）	50

本編

I. 調査概要

1. 調査目的

現在の更生保護施策のもとにおいて、社会復帰のために福祉的支援が必要であるにもかかわらず、地域にこぼれ落ちる犯罪をした者等の実態を把握するとともに、犯罪や非行を繰り返す者の実態や社会復帰のための支援ニーズを把握することを目的とする。

2. 調査項目

- (1) 千葉県中核地域生活支援センター（以下、「センター」という。）、船橋市障害者（児）総合相談支援事業（ふらっと船橋）、船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」（さーくる）、柏市地域生活支援センター（あいネット）及び千葉県地域生活定着支援センター（以下、「定着センター」という。）における支援事例の分析
- (2) 犯罪をした人等の社会復帰に向けた生活支援ニーズに関するアンケート調査
- (3) 代表センターへのヒアリング調査

3. 調査内容

(1) センター等における支援事例の分析

① 調査対象

センター及び定着センターで生活支援を受けた犯罪をした者等の事例（17 センター、76 事例）

② 調査方法

千葉県健康福祉部健康福祉指導課より各センター及び定着センターへ調査票を配布し、支援事例の収集を実施。収集した支援事例を弊社にて受領し、分析した。

③ 主な内容

- a 収集した事例について、対象者属性及び支援内容等の単集計を実施した。
- b 配布した調査票より弊社にて設定した主要な集計項目については以下の通り。
 - ・センターが支援した対象者像（属性、成育歴、生活歴 等）
 - ・センターが関与するまでの他の支援機関・制度による支援の有無とその内容
 - ・センターで実施した生活支援の内容とその結果
- c 調査票から対象者像及び、センターが関与するまでの他機関の支援内容等を把握した。また、センターの支援概要や事例から見えた課題に関する設問を設け、他の支援機関や地域との関係性や不足している社会資源を把握した。

(2) 犯罪をした人等の社会復帰に向けた生活支援ニーズ実態調査

① 調査対象

- a 成人 45 事例、少年 3 事例の計 48 事例
- b 事例収集の実施先及び対象者については以下の通り。なお、いずれも性別は指定していない。
 - ・千葉刑務所又は松戸拘置支所において、刑が確定した受刑者 25 名（千葉刑務所 23 名、

松戸拘置支所 2 名)

- ・千葉刑務所において、労役場留置（いわゆる単純労役）の執行している者 5 名
- ・更生保護施設及び自立準備ホームに入居している者 15 名
- ・千葉少年鑑別所において、少年院送致決定がなされた 3 名

② 調査方法

東京矯正管区並びに千葉保護観察所を通じ、各調査先にデータで調査票を配布し印刷の上、手書きにて記入することで実施。収集した事例を弊社にて受領し、分析した。

（ただし、処遇調査にあたる職員、またはこれに準じる職員が処遇調査票や鑑別結果報告書をもとに、対象者本人に代わって記入することを前提とする）

③ 主な内容

- a 収集した事例について、対象者属性及び過去に受けた支援内容等の単集計を実施した。
- b 配布した調査票の主要な項目については以下の通り
 - ・犯罪をした者等の対象像（属性、成育歴、生活歴等）
 - ・これまでに受けてきた支援について（経済的支援、住居に関する支援等）
- c 調査票から犯罪や非行を繰り返す者に共通する成育歴、生活歴を把握した。また、（1）や（3）調査と併せて分析を行い、センターを取り巻く関係機関との連携にかかる課題やセンターが支援を実施するにあたっての課題を把握した。

(3) 代表センターへのヒアリング調査

① 調査対象

（1）で回答いただいたセンターのうち、特徴的な事例が挙げられた 3 センター

② 調査方法

担当者が対象センターを訪問し、90 分～120 分程度のヒアリングを実施
（うち、1 センターは電話でのヒアリングを実施）

③ 主な内容

- a ヒアリングの主要な項目については以下の通り
 - ・センターに繋がる犯罪をした者たちの支援の発端について
 - ・生活課題への支援があるにもかかわらず、犯罪をしてしまう者について
 - ・社会資源の課題について
- b ヒアリングを通じ、センターの支援からこぼれている人たちの対象者像、支援を受けているにもかかわらず再犯をしてしまう者の対象者像等を把握し、センターの支援及び関係機関との連携、社会資源にかかる課題についても確認した。

II. 調査結果のまとめ・今後の課題

本調査を通じて判明した、犯罪をした者の対象者像やその者に対する社会復帰のための支援に係る今後の課題を以下の通り整理した。なお、本章で引用している割合等は実態調査にて収集した事例における傾向であることに留意が必要である。

1. 犯罪をした者の対象者像

(1) 親族がいない、あるいは頼ることができない

そもそも釈放時及び出所時に親族の存在が確認できない場合には、頼ることができないため、センターや定着センターの支援によって衣食住を確保し、地域生活に戻っていくことになる。なお、親族の存在が確認できない支援事例を見ると、ほとんどがホームレスであり、何らかの理由でそのような関係を断ち切っていると想定されることから、「親族は存在する可能性があるが、頼れない」との認識が正しいと考えられる。また、支援事例の分析から、収集した事例の当事者のうち 9 割以上に、親族の存在が確認された【表 A-18】（うち、半数ほどは逮捕時に同居している【表 A-7】）。

しかしながら、親族がいるため地域での生活に戻れるとは必ずしも判断できない。その理由として、上記の親族のいる当事者の約 7 割が親族から受け入れを拒否されたり、親族にも生活上の課題があったりすることで【表 A-19】、受け入れができないとの状況が確認できた。例えば、「犯歴や逮捕前の当事者の言動（虚言癖、暴力等）によって、親族との関係が悪化しているケース」や「釈放時・出所時には既に他界していたり、高齢者施設等に入所していたりすることで実質頼ることができないケース」が多く見られた。加えて、「犯罪をする端緒となった地元での悪い友人関係があるので、再犯防止の観点からは戻せないケース」といったものもあった。犯罪をした人等への調査においても、約 4 割が逮捕時に同居していた親族がいると回答しているが【表 B-11】、「がん等の疾患がある」や「引きこもりである」等の何らかの課題を抱えているケースが見られた【表 B-13】。

(2) 経済的支援や住居に関する支援を受けていても、犯罪をしてしまう場合がある

支援事例の分析では、収集した事例の約 3 割が犯罪をする以前に経済的支援（生活保護や障害年金等）を受けていたことが分かった【表 A-11、A-12】。また、犯罪をした人等への調査においても、初犯前あるいは釈放・出所してから次の犯罪をする間に、経済的支援を受けていた者や住居に関する支援（更生保護施設、自立準備ホーム等）を受けていた者が見られた【表 B-20、B-22】。加えて、支援事例のうち、経済的支援を受けていた事例では、「家族との不和から、家に居場所がないケース」や「人間関係が苦手等の本人特性により就労が続かず、日中の活動目的や居場所がないケース」が確認された。

以上のことから、お金や住居といった面で満たされた場合にも、地域での生活において「仕事」や「居場所」がなければ、生活に躓きが生じて再犯に至る可能性があると考えられる。

上記の対象者像は、次頁【図 1】から読み取れるように、保護観察終了時に無職であった者の再犯率が有職であった者よりも高い、との法務省データとも整合性がある。

【図1】 保護観察終了時の職の有無と再犯率（※）



※平成 25 年～29 年の 5 年間について、無職で保護観察を終了した者と有職で保護観察を終了した者との再犯率を比較（法務省保護局による）

（出典：政府広報オンライン）

(3) 地域での生活の定着（再犯防止）には、医療との連携も必要

犯罪をした人等への調査において、約 6 割が日常生活や就労に支障をきたす病歴や障害、心身の状況を有していることが分かった【表 B-7】。また、支援事例の分析から、対象者本人の課題において半数以上が医療に関わる課題を有していることも確認できた【表 A-21】。なお、センターの支援内容についても最も多い内容が受診同行や服薬確認等の医療に関わる支援であった【表 A-22】。センターが医療に関わる支援を実施した事例の中には、「障害の疑いがあったが、センター支援に繋がるまで病院で受診したことがないケース」や「自身で通院や服薬等の管理が行えず、結果的に身体や精神の容態が悪化し、就労の妨げになったり、センターとの繋がりを自ら断ったりするケース」があった。先述の居場所ともなる「仕事」の確保には、雇用者側での既往症の把握や被雇用者側での定期的な受診や適切な服薬による心身の安定は不可欠である。

このことから、犯罪をした者等への支援ニーズにおいて、医療との連携は重要と考えられる。

2. 犯罪をした者等への社会復帰のための支援に係る課題

(1) センター及び各支援機関に係る課題

センターによって、各支援機関との連携状況には濃薄がある。また、連携が円滑に行われているものについても、「個」の気づきによる連携であり、センターとその支援機関との「組織的」な連携に至っていない。

実態調査を通じて、センターによって各支援機関との連携状況には濃淡があると確認された。

例えば、収集した事例全体の傾向として、弁護士からの支援依頼が多いことが分かった【表 A-15】。その理由として、司法と福祉の連携に係る事例検討会の開催や、弁護士会の委員会へセンター職員が招聘されたり、定着センターの開催する研修会で知り合ったりする等により、地域の弁護士と顔の見える関係性を構築できていることが挙げられた。また、弁護士からは犯罪をした者の支援のみならず、債務整理や離婚、障害当事者が権利侵害を受けたため訴訟を起こす等のケースでも支援を依頼されることが分かった。

一方で、再犯防止に寄与する地域の目として期待される保護司や民生委員等との連携について、これらの機関がセンター支援の端緒となる事例はほとんど見られなかった（いずれも 1 事例ずつ）。なお、これらの機関との連携には地域差があることも分かった。あるセンターでは、地域で民生委員の開催する協議会に毎年出席し、センターの支援事例を紹介する等して、センター業務の周知や関係構築ができているものもあった。また、保護司との連携については、ヒアリングしたセンターではいずれも直接的な連携や普段の関係構築はほとんどなかった。

このことから、ヒアリングした 3 センターに共通して連携が取れている、あるいは取れていない機関もあれば、地域によって連携が取れている機関もあることが分かった。

加えて、上記で連携が取れているとした機関についても課題があることが確認された。具体的には、弁護士との連携は個々の弁護士の気づきに依っていることが実情であり、センターに支援依頼をする弁護士についても特定の者に偏っているとの意見があった。弁護士の関わりとして、対象者のその後の生活を懸念して福祉的支援に繋げる者もいれば、対象者が釈放されたタイミングで繋がりが切れてしまう者もあり、「個」の意識や気づきが無ければ福祉的支援の網からこぼれることになる。

以上のことから、センターと支援機関との「組織的」な連携には至っていないため、今後は「個」の意識や気づきに依らない連携の仕組みが必要と考えられる。

(2) 司法から福祉的支援への移行に係る課題

司法における処遇から福祉的支援への移行について、対象者が地域で生活するために必要な情報及び調整の時間が十分ではない。

実態調査を通じて、対象者の釈放・出所から福祉的支援に繋げるにあたって、地域で生活するために必要なアセスメントが十分でないケースが確認された。

上記の理由として、以下のような点が挙げられる。

① 支援依頼から釈放・出所までの期間が十分でない

センターへの支援依頼から釈放・出所までの期間が短く、限られた時間でアセスメントを実施しなければいけないケースが確認された。その場合に、対象者の一時的住居や受け入れ施設の調整と並行してアセスメントを実施しなければならない。そのため、地域の福祉機関や社会資源が、対象者が矯正施設内外で様子が異なることを危惧し、受け入れに躊躇した際に、センターとしてもアセスメントが十分でないことから、地域で受け入れることが可能である根拠を示せない。その結果として、活用できる社会資源が限られることが分かった。

② 対象者に関する情報が十分でない

先述した通り、地域の福祉機関や社会資源は、対象者の様子について、矯正施設の内と外では異なるのではないかと懸念している。そのため、支援へ繋ぐ側や受け入れる側として、対象者の矯正施設内での生活面で、詳細な情報が欲しいとの要望も聞かれた。本調査における対象者像として、地域での生活において躰きがあったために罪を犯したと考えられるため、同様に矯正施設内での生活においても少なからず生活面で躰きがあると想定される。福祉機関や社会資源としては、そのような釈放や出所においてはマイナスととれる情報を、受け入れるに際して必要としていると分かった。

③ 対象者の親族に関する情報が十分でない

対象者の帰住先として家族や親族は当然に考えられる。しかしながら、1（1）で述べた通り、親族があったとしても家庭内では当事者の居場所がないケースや、親族の身体的・経済的な状況によって対象者を支えきれないケースがあり、結果として再犯に至る傾向が見られた。このことから、対象者に限らず、世帯単位でアセスメントを実施し、適切な福祉的支援に繋げていくため、帰住先候補である親族についても一定の情報が必要であると考えられる。

以上のことから、司法から福祉的支援への円滑な移行のため、一定の猶予期間を設け、対象者が地域で生活ができるか判断するために必要な情報の連携や、福祉的観点でもアセスメントの実施が必要と考えられる。

(3) 対象者特性及び社会資源に係る課題

福祉的支援や生活課題への支援を提案したり、繋いだりした場合にも、対象者の特性によっては支援を拒否する、あるいは馴染まずに中断することがある。また、対象者特性によっては社会資源が限られることもある。

実態調査を通じて、センターから福祉的支援の提案や連携があった場合にも、対象者より支援を拒否されたり、福祉施設やサービスの利用を中断したりするケースが確認された【表 A-23】。

上記の理由として、以下のような点が挙げられる。

① 少年や若者のスピード感到既存の支援が追い付かない

福祉的な支援は手続きや制度の運用に時間を要することが多い。また、センター職員による本人との面談も1～2週間に一度の実施が対応案件数を踏まえると限界との意見もある。その場合、支援に繋がる前に、SNSやインターネット等を介して不良な友人等に結び付くことがある。対象者にとっては、福祉的支援よりも早く、簡単に衣食住が確保できてしまうため、短期的な思考で選択してしまう。

② 障害の疑いがある者や軽度の発達障害者等へ対応する時間や社会的資源が不足している

支援事例では、医師の診断や手帳の取得はないものの言動等から障害が疑われるものが見つかった。このような対象者は、本人に障害や病気に関する自己認識が薄い、かつ、支援を受けた経験がない、あるいは少ない。そのため、センターが提案しても福祉的支援を拒否されることや、支援に繋がっても時間的制約から信頼関係を築けず定着しづらいことが分かった。また、軽度の知的障害者等は施設や作業などの福祉サービスには馴染まないことがある。その場合に一般就労へ繋ぐことになるが、雇用者側の理解不足や職場でのコミュニケーション不全によって定着しづらいとの課題が見られた。就労支援においては、あらかじめ犯歴を承知して雇用を実施する「協力雇用主」の制度も存在するが、法務省資料によれば、千葉県における平成30年4月1日時点での協力雇用主数は691事業者あるが、うち実際に雇用しているものは39事業者のみであり、その活用に課題があることが読み取れる。

なお、少年事例の場合には、特別支援学校等への就学が犯歴等を理由に受け入れを拒否されてしまうと、それ以外の地域での生活における選択肢が極端に少ないケースがあることも確認された。

以上のことから、対象者へ自身の障害を認識したり、福祉的支援の必要性を理解したりすることを促すための時間が必要と考えられる。また、釈放・出所後の福祉的支援を伴った生活がイメージできない故に拒否することも考えられるため、矯正施設内での支援に係る情報提供等も継続して実施することも求められる。加えて、社会資源の不足の一因として、対象者の犯歴や特性から受け入れを拒否されることがあるため、協力雇用主のような理解のある社会資源の更なる確保、および活用が必要と考えられる。

III. 実態調査詳細

1. センター等における支援事例

本調査は、各事業所の支援事例を通して対象者属性やセンターが関与するまでの他の支援機関・制度による支援の有無、その内容等を収集することを目的として実施した。

概要は【表 A-1】の通り。

【表 A-1】調査概要

実施期間	2018年10月24日～11月26日（定着センターのみ11月28日～12月5日）
実施方法	ワード調査票の送付・回収
送付先	千葉県中核地域生活支援センター（13ヶ所）、船橋市障害者（児）総合相談支援事業（ふらっと船橋）、船橋市「保険と福祉の総合相談窓口」（さーくる）、柏市地域生活支援センター（あいネット）及び、千葉県地域生活定着支援センター
回答受領数	76事例

集計結果は以下の通りである。

【表 A-2】性別

n=76

選択肢	回答数	割合
男性	65	85.5%
女性	11	14.5%
合計	76	100.0%

【表 A-3】年代

n=76

選択肢	回答数	割合
18歳以下	6	7.9%
19歳～29歳	7	9.2%
30歳～39歳	15	19.7%
40歳～49歳	14	18.4%
50歳～59歳	17	22.4%
60歳～69歳	10	13.2%

70 歳以上	7	9.2%
合計	76	100.0%

住民登録の有無については 8 割近くが「あり」と回答し、住民登録が「なし」と回答したものは全体の 2 割弱となった。

【表 A-4】住民登録の有無

n=76

選択肢	回答数	割合
あり	60	78.9%
なし	13	17.1%
不明	3	3.9%
合計	76	100.0%

学歴については「中卒」と「高卒」がそれぞれ 3 割以上を占め、全体の 7 割程度となった。「その他」の自由記述には『中退』や『特別支援学校卒業』と回答したものがあつた。

【表 A-5】学歴

n=76

選択肢	回答数	割合
中卒	26	34.2%
高卒	28	36.8%
短大卒	0	0.0%
専門学校卒	6	7.9%
大卒	6	7.9%
その他	8	10.5%
不明	2	2.6%
合計	76	100.0%

その他（自由記述）

特別支援学校高等部卒業、通信制高校卒業、高校中退、通信制高校中退、
専門学校中退、定時制高校在学、高校中退、特別支援学校高等部中退、
高等専門学校卒業

逮捕時の職業では「無職」と回答したものが全体の約7割を占めた。また、「非正規職員」「アルバイト」「パート」と正規雇用でない者の割合は全体の2割強を占めた。一方、「正規社員」と回答したものは全体の1割に満たなかった。

【表 A-6】逮捕時の職業 n=76

選択肢	回答数	割合
正規職員	3	3.9%
非正規職員	5	6.6%
アルバイト	10	13.2%
パート	2	2.6%
自営業	1	1.3%
無職	52	68.4%
不明	3	3.9%
合計	76	100.0%

逮捕時の同居人の有無では、「あり」と回答したものが全体の約半数となり、「なし（独居）」と回答したものは4割程度となった。また、数としては少ないものの「ホームレス」と回答したものもあった。

【表 A-7】逮捕時の同居人の有無 n=76

選択肢	回答数	割合
あり	36	47.4%
なし（独居）	30	39.5%
なし（ホームレス）	4	5.3%
不明	6	7.9%
合計	76	100.0%

逮捕時の同居人の有無で「あり」と回答したものの内訳で、最も多かったのは「母親」で全体の6割弱が同居していたと回答した。次いで兄弟が4割程度、父親が3割弱となった。

【表 A-8】同居人が「あり」の場合、対象者との関係 n=30

選択肢	回答数	割合
配偶者	4	11.1%
父親	10	27.8%
母親	21	58.3%
子	4	11.1%
兄弟	14	38.9%
その他	5	13.9%
合計	58	—

※複数の同居者がいる対象も存在するため、合計は100%を超える

その他（自由記述）

養父母、グループホームで単身生活、祖父母、継父、同棲、 被害者（公園で話しかけてきた高齢者）

障害の有無については、その疑いがあるものを含めると全体の8割弱となった。その内訳としては、精神障害・発達障害が全体の約半数を占め、次いで知的障害が3割弱となった。

【表 A-9】障害の有無 n=76

選択肢	回答数	割合
身体障害	2	2.6%
知的障害	21	27.6%
精神障害・発達障害	37	48.7%
記載なし	16	21.1%
合計	76	100.0%

※「障害が疑われるもの」と記載されている者についても算入している

上記、障害の有無で、何らかの障害がある者（疑われるもの含む）のうち、障害者福祉手帳の交付を受けていると記載のあったものは、2割に満たなかった。

【表 A-10】障害者福祉手帳の有無 n=60

選択肢	回答数	割合
記載あり	9	15.0%
記載なし	51	85.0%
合計	60	100.0%

公的給付の受給有無については、「なし」と回答したものが全体の7割弱となり、「あり」と回答したものは約3割となった。

【表 A-11】公的給付の有無 n=76

選択肢	回答数	割合
あり	25	32.9%
なし	51	67.1%
合計	76	100.0%

上記、公的給付を受給していたものの内訳は以下のようになった。「生活保護」の受給者が7割程度となり、次いで「障害基礎年金」の受給者が2割となった。また、【表 A-9】の障害の「ある（疑われる者を含む）」と回答したものの60事例中、障害基礎年金の受給者は5事例にとどまった。

【表 A-12】公的給付「記載あり」の内訳 n=25

選択肢	回答数	割合
生活保護	18	72.0%
障害基礎年金	5	20.0%
老齢基礎年金	2	8.0%
合計	25	100.0%

【表 A-13】犯歴

n=76

選択肢	回答数	割合
初犯	28	36.8%
2 犯	17	22.4%
3 犯	5	6.6%
4 犯	1	1.3%
5 犯	4	5.3%
6～11 犯	3	3.9%
11 犯以上	1	1.3%
不明（複数回）	17	22.4%
合計	76	100.0%

直近の罪名では、窃盗、詐欺、強盗等の「財産犯」が全体の半数以上を占めた。次いで、殺人や傷害等の「暴力犯」が約 3 割となった。

【表 A-14】直近の罪名

n=76

選択肢	回答数	割合
暴力犯	22	28.9%
財産犯	40	52.6%
薬物犯	1	1.3%
不法侵入	5	6.6%
道交法違反	2	2.6%
放火	5	6.6%
公務執行妨害	1	1.3%
性犯罪	2	2.6%
その他	3	3.9%
不明	1	1.3%
合計	82	—

※同時に 2 つの罪名が記述されたものも存在するため、合計は 100%を超える

その他（自由記述）

脅迫、誘拐未遂

支援の発端として最も多かったのは「専門職（弁護士）」で、全体の約 4 割を占めた。次いで保護観察所や検察庁等の「国行政機関」が約 3 割となった。なお、「国行政機関」の 24 事例のうち『保護司』は 1 事例であった。

【表 A-15】支援の発端 n=76

選択肢	回答数	割合
市町村行政機関	4	5.3%
県行政機関	5	6.6%
国行政機関	24	31.6%
教育機関	2	2.6%
児童福祉関係機関	1	1.3%
高齢者福祉関係機関	3	3.9%
障害児者福祉関係機関	1	1.3%
地域福祉・生活困窮者支援関係機関	2	2.6%
医療機関	0	0.0%
専門職（弁護士）	29	38.2%
家族・親戚・知人	6	7.9%
その他	2	2.6%
合計	79	—

※複数の機関が協働して支援に繋がったものも存在するため、合計は 100%を超える

その他（自由記述）

アパートの大家、千葉県国際交流センター

【表 A-16】被虐経験について n=76

選択肢	回答数	割合
記載あり	9	11.8%
記載なし	67	88.2%
合計	76	100.0%

【表 A-17】非行の有無

n=76

選択肢	回答数	割合
記載あり	26	34.2%
記載なし	50	65.8%
合計	76	100.0%

※家族等への暴行も含む

親族の有無については「あり」と確認できたものが全体の9割以上となった。一方「なし」と確認できたものは1割に満たなかった。

【表 A-18】親族の有無

n=76

選択肢	回答数	割合
あり	72	94.7%
なし	4	5.3%
合計	76	100.0%

上記、親族が「あり」と確認できたもののうち、その親族が疾病や障害を有している、虐待加害者である等、対象者の受け入れに何らかの課題を有していると記載されたものは全体の約7割となった。

【表 A-19】対象者の受け入れに、親族が何らかの課題を

n=72

有するもの

選択肢	回答数	割合
記載あり	49	68.1%
記載なし	23	31.9%
合計	72	100.0%

※不和などで対象者の受け入れ不可等も含む

【表 A-20】支援当初の関係者・支援者

n=76

選択肢	回答数	割合
弁護士	32	42.1%
刑務所・少年院（SW 含む）	8	10.5%
保護観察所（保護司含む）	19	25.0%
更生保護施設（自立準備ホーム含む）	11	14.5%
緊急一時宿泊所	2	2.6%
NPO	3	3.9%
民生委員	3	3.9%
児童相談所	2	2.6%
学校等教育機関（支援学校含む）	3	3.9%
福祉施設（高齢、障がい）	26	34.2%
地域包括支援センター	2	2.6%
行政（市など）	31	40.8%
地域定着支援センター	5	6.6%
医療機関 （保健所含む）	32	42.1%
勤務先	13	17.1%
友人・知人	15	19.7%
家族	32	42.1%
合計	239	—

※2 つ以上の関係者・支援者と繋がったものがあるため、合計は 100%を超える

対象者の有する課題としては「住居」に関する課題を抱えているものが全体の6割以上を超えた。「障害」「医療」「生活困窮」を抱えているものも全体の半数を超えた。また、1人で複数の課題を有しているものも多く見受けられた。

【表 A-21】対象者の有する課題 n=76

選択肢	回答数	割合
家庭環境	24	31.6%
住居	49	64.5%
就労	29	38.2%
障害	44	57.9%
医療	40	52.6%
高齢	9	11.8%
生活困窮	40	52.6%
合計	235	—

※同時に2つ以上の課題を有しているものも存在するため、合計は100%を超える

対象者の有する課題への支援は「通院同行、服薬管理などの医療面の支援」が最も多く、全体の半数以上を占めた。次いで、「生活保護受給支援」と「年金受給支援」の経済面に関する支援が半数となった。続いて、福祉サービスの利用支援も4割を超える回答となった。また、複数の支援に繋がるものも多く見受けられた。

【表 A-22】対象者の有する課題に対する支援内容 n=76

選択肢	回答数	割合
生活保護受給支援	31	40.8%
年金受給支援	7	9.2%
手帳取得支援	12	15.8%
福祉サービスの利用支援	33	43.4%
住居	30	39.5%
就労	18	23.7%
通院同行、服薬管理などの医療面の支援	43	56.6%
金銭管理	6	7.9%
その他	10	13.2%
合計	190	—

※2つ以上の支援と繋がっている対象も存在するため、合計は100%を超える

その他（自由記述）

成年後見制度利用の申請、家族調整、自立支援、依存へのアプローチ、生活困窮者自立相談支援、就学支援、在留資格の調整、トラブル仲介

上記、対象者への支援に対し、支援の開始や支援の過程において対象者本人からの支援拒否が「あり」と記載されたものは全体の2割弱となった。

【表 A-23】対象者本人からの支援拒否について n=76

選択肢	回答数	割合
記載あり	13	17.1%
記載なし	63	82.9%
合計	76	100.0%

2. 犯罪をした人等の社会復帰に向けた生活支援ニーズ実態調査

本調査は、地域における再犯防止対策を推進するため、犯罪をした者等の対象者の実態や支援ニーズを把握し明らかにすることを目的として実施した。

概要は【表 B-1】の通りである。

【表 B-1】調査概要

実施期間	平成 31 年 1 月 8 日～1 月 31 日
実施方法	東京矯正管区を通じて、ワード調査票をデータで送付・紙面にて回収
送付先	千葉刑務所、松戸拘置支所、千葉少年鑑別所、更生保護施設（千葉県内）
回答受領数	48 事例

集計結果は以下の通りである。

【表 B-2】性別 n=48

選択肢	回答数	割合
男性	45	93.8%
女性	3	6.3%
合計	48	100.0%

【表 B-3】年代

n=48

選択肢	回答数	割合
10 歳代	3	6.3%
20 歳代	4	8.3%
30 歳代	9	18.8%
40 歳代	12	25.0%
50 歳代	12	25.0%
60 歳代	5	10.4%
70 歳以上	3	6.3%
合計	48	100.0%

学歴については、「中卒」と「高卒」がそれぞれ約 3 割と全体の 6 割程度を占めた。次いで、「高校中退」と回答したものが 2 割弱となった。また、「中学校在学中」と回答したものが 1 件あった。

【表 B-4】学歴

n=48

選択肢	回答数	割合
中卒	15	31.3%
高卒	15	31.3%
短大卒	1	2.1%
専門学校卒	2	4.2%
大学卒	4	8.3%
高校中退	9	18.8%
短大中退	0	0.0%
専門学校中退	0	0.0%
大学中退	0	0.0%
その他	1	2.1%
不明	1	2.1%
合計	48	100.0%

その他（自由記述）

中学校在学中

【表 B-5】中卒・高卒の者の学級区分

n=30

選択肢	回答数	割合
普通学級	24	80.0%
特別支援学校	1	3.3%
特別支援学級	0	0.0%
不明・無記入	5	16.7%
合計	30	100.0%

中退理由（自由記述）

- ・ 事件を起こし、少年院送致。復学しようと思ったが、廃校予定だったため断念。
- ・ 校則で雰囲気合わず、つまらなく感じたため。
- ・ 部活ばかりで遊びではなかった。
- ・ 無免許で死亡事故を起こす。バイクは家にあり、内緒で乗っていたことが学校に露見して中退となる。
- ・ たばこが見つかり自主退学。
- ・ 不明・不詳。

【表 B-6】虐待やいじめの経験

n=48

選択肢	回答数	割合
あり	4	8.3%
なし	25	52.1%
不明	19	39.6%
合計	48	100.0%

日常生活や就労に支障をきたす病歴や障害、心身の状況について 6 割以上のものが「何らかの課題を有している」と回答した。

【表 B-7】日常生活や就労に支障をきたす病歴や障害、心身の状況について

n=48

選択肢	回答数	割合
記載あり	31	64.6%
記載なし	17	35.4%
合計	48	100.0%

自由記述

不眠・不安により向精神薬服薬中（33～51歳）、糖尿病、高血圧、胃炎、不眠、胃潰瘍、アトピー性皮膚炎、うつ病、腰痛、頸椎ヘルニア、双極性障害、ぜん息、痔、大腿骨骨頭壊死（右股関節痛）、肺気胸で手術歴2回、覚せい剤精神病、C型肝炎、不眠・イライラで断続的に内服、痛風、逆流性食道炎、尿糖、躁うつ病で入院歴5回、覚せい剤依存症・処方薬依存症のため精神科受診入院歴あり、気分障害、便秘、アルコール依存、右不全まひ（脳梗塞後）、クレプトマニア、アルツハイマー型認知症、甲状腺機能亢進症、食道動脈瘤、肝硬変、十二指腸潰瘍、不眠・不安、摂食障害、右肋骨骨折、アルコール性肝硬変、腰椎圧迫骨折、注意欠陥多動性障害、難聴、知的障害、アスペルガー症候群、アレルギー性結膜炎、右手・右足に障害、頸部痛、物質使用障害（大麻・覚せい剤等）

障害者福祉手帳を「所持している」と回答したものは全体の1割程度で、「所持していない」と回答したものが全体の9割程度を占めた。

【表B-8】障害者福祉手帳の有無 n=48

選択肢	回答数	割合
所持している	5	10.4%
所持していない	42	87.5%
不明	1	2.1%
合計	48	100.0%

【表B-9】障害者福祉手帳の種類 n=5

選択肢	回答数	割合
身体障害者福祉手帳	1	20.0%
知的障害者福祉手帳	1	20.0%
精神障害者福祉手帳	3	60.0%
合計	5	100.0%

【表B-10】介護認定について n=48

選択肢	回答数	割合
受けたことがある	0	0.0%
受けたことがない	33	68.8%
不明	4	8.3%
非該当	11	22.9%
合計	48	100.0%

世帯人員は「あり」と「独居」と回答したものがそれぞれ約 4 割とほぼ同数であった。「あり」と回答したものの内訳では「母親」が最も多く 6 割以上となった。次いで、「兄弟姉妹」と「配偶者」がほぼ同数となった。

【表 B-11】世帯人員について

n=48

選択肢	回答数	割合
独居	19	39.6%
あり	20	41.7%
不明	7	14.6%
無記入	2	4.2%
合計	48	100.0%

【表 B-12】世帯人員「あり」の内訳

n=20

選択肢	回答数	割合
父親	5	25.0%
母親	13	65.0%
配偶者	6	30.0%
子ども	4	20.0%
祖父	0	0.0%
祖母	0	0.0%
兄弟姉妹	7	35.0%
その他	4	20.0%
合計	39	—

※複数の世帯構成人員を回答しているものがあるため、合計は 100%を超える

その他（自由記述）

元妻、内妻、飯場、義父

世帯の構成人員における心身の健康状態について、1 割を超えるものが何らかの課題があると回答した。

【表 B-13】世帯の構成人員における心身の健康状態の

n=39

特記事項		
選択肢	回答数	割合
記載あり	6	15.4%
記載なし	30	76.9%
不明	3	7.7%
合計	39	100.0%

特記事項（自由記述）

父親（腎不全で自宅療法。週に3回の透析治療）、母親（がん）
 父親（現在病院入院中、今後特別養護老人ホーム入居待機中）
 母親（双極性障害（Ⅱ型）により生活保護受給中）、
 兄弟姉妹（統合失調症、引きこもり生活を10年）、兄弟姉妹（姉がいるが不仲）

逮捕時の経済状態については、全体の半数以上が「普通」と回答し、「貧困」と回答したものは約4割であった。

【表 B-14】逮捕時の経済状態

n=48

選択肢	回答数	割合
貧困	19	39.6%
普通	26	54.2%
富裕	0	0.0%
不詳	0	0.0%
記載なし	3	6.3%
合計	48	100.0%

上記、「貧困」と回答したもののうち、半数を超えるものが生活保護の「受給あり」と回答した。なお、「受給あり」と回答したものはすべて矯正施設に入所しているものであった。

【表 B-15】生活保護の受給 n=19

選択肢	回答数	割合
受給あり	10	52.6%
受給なし	8	42.1%
未記入	1	5.3%
合計	19	100.0%

※「受給あり」と回答しているもののうち 1 件は、千葉少年鑑別所入所の者の世帯が受給しているもの

犯歴については「初犯」のものが全体の半数を超えた。次いで「2 犯」～「4 犯」までのものが 3 割以上となった。

【表 B-16】犯歴 n=48

選択肢	回答数	割合
初犯	26	54.2%
2 犯	7	14.6%
3 犯	4	8.3%
4 犯	6	12.5%
5 犯	0	0.0%
6 犯	3	6.3%
7 犯	0	0.0%
8 犯	1	2.1%
9 犯	1	2.1%
10 犯	0	0.0%
合計	48	100.0%

罪名については窃盗をはじめとする「財産犯」が最も多く全体の4割以上となった。次いで、「薬物犯」2割程度、傷害などの「暴力犯」が1割程度となった。また、過去の罪名については「不明」と回答したものが1割程度あった。

【表 B-17】罪名

n=111

選択肢	回答数	割合
暴力犯	12	10.8%
財産犯	48	43.2%
薬物犯	27	24.3%
不法侵入	6	5.4%
道交法違反	8	7.2%
放火	1	0.9%
公務執行妨害	3	2.7%
性犯罪	6	5.4%
その他	7	6.3%
不明	12	10.8%
合計	130	—

※集計母数 111 件は、全ての犯歴を対象として集計したため
 ※同時に 2 つの罪名がついたものがあるため、合計は 100%を超える

その他（自由記述）

危険運転致傷、傷害致死、過失傷害、有印私文書偽造・同行使、銃刀法違反、
 過失運転致傷

逮捕時の職業については「正社員」と「無職」が約 3 割とほぼ同数となった。次いで「非正規社員」が全体の 2 割弱となった。

【表 B-18】逮捕時の職業

n=111

選択肢	回答数	割合
正社員	35	31.5%
非正規社員	21	18.9%
無職	34	30.6%
学生	4	3.6%
不明	2	1.8%
その他	1	0.9%
無記入	14	12.6%
合計	111	100.0%

※回答数 111 件は、全ての犯歴を対象として集計したため

その他（自由記述）

暴力団組員

【表 B-19】逮捕時の居住形態

n=111

選択肢	回答数	割合
持家	23	47.9%
賃貸	30	62.5%
施設	1	2.1%
居候（友人・知人宅等）	3	6.3%
ホームレス	5	10.4%
寮・社宅	6	12.5%
家出	2	4.2%
その他	23	47.9%
無記入	18	37.5%
合計	111	—

※回答数 111 件は、全ての犯歴を対象として集計したため。そのため合計が 100% を超える。

その他（自由記述）

不定、暴力団組員、自宅（携帯不明）、不明（実家）、不明・不詳

これまで経済的支援を「受けていない」と回答したものは全体の 6 割以上となった。一方、「生活保護」を受給したことがあるものは 2 割強となった。

【表 B-20】経済的支援について

n=48

選択肢	回答数	割合
受けていない	32	66.7%
生活保護	12	25.0%
生活困窮者自立支援制度	1	2.1%
障害年金	3	6.3%
介護保険	0	0.0%
自立相談支援事業	1	2.1%
支援内容の詳細不明	0	0.0%
その他	2	4.2%
支援を受けていたか不明	0	0.0%
合計	51	—

※1人で2つ以上の支援を受けていたものがあるため、合計は100%を超える

その他（自由記述）

実家からの仕送り、実母の年金や親戚からの借金

経済的支援で受援しなかったものについては、全体の約 1 割が「ある」と回答した。内容は不明なものが多かったが、「生活保護の申請がなかなか下りなかった」と回答したものが 1 件あった。

【表 B-21】経済的支援で受援しなかったもの n=48

選択肢	回答数	割合
記載あり	6	12.5%
記載なし	42	87.5%
合計	48	100.0%

自由記述

- ・ 生活保護（申請を行ったが、なかなか認可が下りなかった、理由は不明。本人が出所後に困窮して役所に行ったもの）
- ・ 不明

これまで住居支援を「受けていない」と回答したものは全体の約 8 割であった。次いで、「住居の紹介・斡旋」を受けたと回答したものが 1 割強となった。

【表 B-22】住居支援について n=48

選択肢	回答数	割合
受けていない	39	81.3%
費用面の支援	2	4.2%
住居の紹介・斡旋	7	14.6%
支援内容の詳細不明	0	0.0%
その他	3	6.3%
支援を受けていたか不明	0	0.0%
合計	51	—

※複数の支援を受けていたものがあるため、合計は 100%を超える

その他（自由記述）

東京都江戸川区の施設に入所、中央区・若葉君寮に入所
児童養護施設で生活を送っていた

上記、「住居の紹介・斡旋」の支援を受けたものの内訳は以下になった。更生保護施設の利用が6件、自立準備ホームの利用が1件であった。

【表 B-23】住居の紹介・斡旋の詳細 n=7

選択肢	回答数	割合
更生保護施設	6	85.7%
自立準備ホーム	1	14.3%
安価な物件紹介	0	0.0%
保証人代行	0	0.0%
合計	7	100.0%

【表 B-24】住居支援で受援しなかったもの n=48

選択肢	回答数	割合
記載あり	3	6.3%
記載なし	45	93.8%
合計	48	100.0%

自由記述

不明

これまで就労支援を「受けていない」と回答したものは全体の 7 割を超えた。次いで、「職業の紹介・斡旋」を受けたものが 1 割強となった。

【表 B-25】就労支援について

n=48

選択肢	回答数	割合
受けていない	35	72.9%
職業訓練	0	0.0%
職業紹介・斡旋	7	14.6%
定着支援	0	0.0%
支援内容の詳細不明	1	2.1%
その他	0	0.0%
支援を受けていたか不明	3	6.3%
非該当	1	2.1%
無回答	1	2.1%
合計	48	100.0%

※非該当と回答したものは中学校在学中であったため

上記、「職業紹介・斡旋」の支援を受けたと回答したものの内訳は以下の通りである。「協力雇用主の紹介」が最も多かった。

【表 B-26】職業紹介・斡旋の支援の詳細

n=7

選択肢	回答数	割合
協力雇用主の紹介	5	71.4%
勤労条件に配慮のある雇用主の紹介	1	14.3%
福祉施設における就労	0	0.0%
無記入	1	14.3%
合計	7	100.0%

就労支援で受援しなかったものがあると回答したものは2件あったが、いずれも詳細は不明であった。

【表 B-27】就労支援で受援しなかったもの n=48

選択肢	回答数	割合
記載あり	2	4.2%
記載なし	46	95.8%
合計	48	100.0%

自由記述

不明

これまで就学・修学支援を「受けていない」と回答したものは全体の約8割となった。その他では、「不明」とする回答が目立った。

【表 B-28】就学・修学支援について n=48

選択肢	回答数	割合
受けていない	37	77.1%
費用の支援	0	0.0%
高卒認定試験のための学業支援	0	0.0%
奨学金制度	0	0.0%
進学・通学に関する相談	0	0.0%
支援内容の詳細不明	2	4.2%
その他	1	2.1%
支援を受けていたか不明	2	4.2%
無記入	6	12.5%
合計	48	100.0%

その他（自由記述）

児童養護施設で生活を送っていた。

【表 B-29】就学・修学支援で受援しなかったもの

n=48

選択肢	回答数	割合
記載あり	3	6.3%
記載なし	45	93.8%
	48	100.0%

その他（自由記述）

不明

経済的支援、住居支援、就労支援、就学・修学支援以外の支援を受けたものは、全体の約 2 割が「あり」と回答した。その内訳は下記の自由記述の通りである。

【表 B-30】上記以外の、その他の支援について

n=48

選択肢	回答数	割合
記載あり	10	20.8%
記載なし	38	79.2%
合計	48	100.0%

自由記述

- ・ 本人ではないが、統合失調症を抱える弟に対し、本件後、NPO 法人の支援を受け、生活保護の手続きを行った。継続して自立支援を受けるとのこと。
- ・ 就労移行支援を受けている。
- ・ 学童保育（小学校 1～3 年生）。
- ・ 昭和 61 年、13 才時実父は高校への進学を勧めたが定期代等通学に係る金が捻出できないだろうと思い進学をあきらめた

IV.ヒアリング調査

1. 調査概要

犯罪をした人等の社会復帰に向けた生活支援ニーズについて、支援の実態や不足している社会資源を調査するために、個別ヒアリングを実施した。

2. 調査実施期間

平成 31 年 2 月 13 日（水）、21 日（木）

3. 調査対象機関

センターより予め提出された事例アンケートに記載された内容を踏まえ、以下の 3 機関を選定した。

○いちほら福祉ネット（市原地区中核地域生活支援センター）

○がじゅまる（市川地区中核地域生活支援センター）

○ほっとねっと（松戸地区中核地域生活支援センター）

※ほっとねっとは電話にてヒアリング実施。調査項目の「1. 支援の発端について」のみうかがった。

4. 調査項目

調査項目としては以下の内容を設定した。

1. 支援の発端について

- (1) 支援の発端においてセンターが良好な関係を築けていると思われる機関及びその要因
- (2) 連携について課題があるところとらえている機関及び、それを解消するために必要と考えられること
- (3) 関係機関との連携について意識している点
- (4) 福祉的支援に繋がらない人の早期発見が難しい点

2. 生活課題への支援があるにもかかわらず、犯罪をしてしまう人について

- (1) 中核地域生活支援センターにつながる人の傾向について
- (2) 中核地域生活支援センターが支援を終結するタイミングとその要因について
- (3) 支援が終結したケースのフォローアップについて

3. 社会資源の課題について

- (1) 社会資源に関し、課題と感じている点
- (2) 協議会参加の他機関に協力を仰ぎたいと考える点
- (3) 本人のライフイベントやライフステージの変化がある中の支援について、困難と感じられる点
- (4) 既存の支援方法や制度では限界があると思われるケース、本人のパーソナリティにかかわる部分で支援が必要と感じられる事例について

5. ヒアリング内容

(1) 支援の発端について

① 支援の発端において良好な関係性を築けていると思われる機関とその要因について

a 弁護士との関係について

センター名	内容
いちはら 福祉ネット	<ul style="list-style-type: none"> ● 定着センター主催の司法（弁護士・検察）と福祉の勉強会に定期的に参加しており、その勉強会で事例検討を行う等している。また、弁護士会の委員会やイベント、地域生活定着支援センターの研修会等で知り合う機会があり、顔の見える関係性が構築されている。 ● 弁護士との繋がりは組織的な繋がりではなく、個人の繋がりに依っており、それが今の課題である。その中でも国選弁護士からの相談が多い。対象者が釈放されたタイミングで繋がりが切れてしまう弁護士もいれば、その後の対象者の生活を心配してセンターに繋ぐ弁護士もいる。福祉の網からこぼれる人たちがいるとすれば、その繋がりが切れてしまった方々である。そのため、弁護士から福祉的な支援に繋げてもらう必要性が今後も高まっていくと感じている。 ● 軽微な犯罪をして拘留中の人（保釈される見込みで、1週間程度の間に行先を決めなければいけない）を福祉的支援に繋がりたいが、どこに繋がればよいかわからないためセンターに持ち込まれる事例が多い。ただし、拘留中は弁護士へ模範的な回答をするものの、拘留が解けた瞬間に行方不明になったり、自宅に戻ったら支援を拒否したりするというケースがある。福祉側の支援は対象者にとって管理される部分も多いため、拘留が解けた瞬間に支援の拒否をするということがある。 ● 犯罪以外にも債務整理や離婚、権利侵害を受けた場合に訴訟を起こす等、犯罪以外のケースでの関わりもある。弁護士からセンターへつながる案件全体の中で、犯罪をした人の割合は7割程度を占める。犯罪に関してはセンターから弁護士へ働きかけるものよりも、弁護士からセンターに繋がるものが多い。
がじゅまる	<ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士とは県の定着センターが連絡会議を開催しネットワークができています。その中で連携先としてセンターが挙げられることが多いと聞く。弁護士、特に国選を引き受ける弁護士の間では、センターの活用が根付いていると思われる。センター職員と面識のある弁護士から支援依頼が来ることも多いが、初対面の弁護士から依頼を受けることもある。 ● 弁護士が公判中の本人について定着センターに相談。公判中のため定着センターの支援対象ではないが、センターに協力してもらうことを定着センターから提案し、弁護士とセンターが繋がるというケースがある。これも仕組みとは呼べる。定着センターが弁護士からの依頼について、支援担当の調整をしているようなイメージである。また、弁護士がNPO法人ガンバの会（ホームレス支援、自立準備ホーム）に相談し、NPO法人ガンバの会からセンターに繋がる等、弁護士が発端の支援も様々な形がある。

ほっとねっと	<ul style="list-style-type: none"> ● 松戸市の弁護士会は福祉との連携意識が高い。以前より、頻繁に司法と福祉の連携に係る勉強会（ひまわりネットワーク）を実施している。 ● 松戸市には緊急一時宿泊施設があるが、それは過去に弁護士会とセンターを含む福祉機関でプロジェクトチームを立ち上げ、その活動の一環として設立されたものである。その後生活困窮者自立支援制度ができたことで、一部居室を制度のため利用しているが、それ以外にも弁護士含め日常的に活用している。 ● ひまわりネットワークや緊急一時宿泊所立ち上げプロジェクトのメンバーである弁護士との繋がりは強いが、支援を依頼される弁護士には偏りがある。支援依頼をする弁護士は、社会福祉委員会や子どもの権利委員等社会福祉に関する委員会に出席しており、福祉との連携意識が高いと考えられる。 ● 松戸センターとして、弁護士等からの依頼で高齢者や障害者を入所型の福祉施設に繋ぐ等の支援は案件として少ない。これは、弁護士間で福祉関係の支援機関（基幹相談支援センター等）の役割や業務内容がひまわりネットワークを通じて共有されているため、弁護士からセンターを介さず、直接それぞれの相談機関へ依頼が行われているからではないか。また、ひまわりネットワークのメーリングリストで、支援の手立てについての相談ができるため、専門の支援機関に繋がりがやすい傾向がある。その結果として、4～5年前から弁護士の方々の支援依頼の動きが変わったと感じている。
--------	--

b その他

センター名	内容
いちばら福祉ネット	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察から「逮捕した人の中で、過去にセンターが関わっていると思われる人がいる。話を聞かせてほしい」との照会がされることもある。 ● 市原圏域では全地区で民生委員にセンターの存在が周知されている。地域において何かしらの情報があれば、ひとまずセンターに共有する関係性ができている。センターとしても民生委員児童委員協議会に毎年出席し、事例紹介などもしている。南部地域では地域包括支援センターと一緒に定例会に参加出来ている。 ● 地域包括支援センター・高齢者支援課からの依頼がある。親御さんを虐待している 40～50 代の対象者で、その本人にも課題があるケース。その虐待が通報されたタイミングで地域包括支援センターと一緒に訪問することが多い。親は保護され、結果として虐待していた本人たちが残され、生活が組み立てられない。その対象者の対応をお願いされる。
がじゅまる	<ul style="list-style-type: none"> ● 市川地区において犯罪をした人の支援については、NPO 法人市川ガンバの会（ホームレス自立支援、自立準備ホーム）からの依頼が発端となることが多い。また、NPO 法人市川ガンバの会は全県的に有名であるため、どの地域であっても弁護士から NPO 法人市川ガンバの会に繋がりが、そこからセンターが支援に関わることがある。 ● 上記の中でも特に、居所無しの方の場合は自立準備ホームの支援を受けてから、他支

	<p>援の開始を提案することが多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NPO 法人ガンバの会との関係は、知的障害の疑われる累犯者の支援がきっかけである。NPO 法人ガンバの会（当時は民間シェルターのみ）がその者の支援に入ったが、当時はシェルター機能のみ有しており、自分たちだけでは支援しきれない、とセンターに協力を依頼されたことによる。NPO 法人ガンバの会はそもそもホームレス支援を目的として設立されており、そのため福祉的な支援の視点を持っていたことが、連携に繋がった要因の一つと考えられる。自立準備ホームだけしか事業を行っていないければ、現在の関係性とは異なったのでは、と想像する。 ● 現状、NPO 法人市川ガンバの会以外の自立準備ホームから支援の依頼はない。 ● また、センターの存在は地域の関係機関や支援対象者にも浸透しており、何かあればセンターに相談すればよいと幅広く認識されている。 ● 以前は教育機関との連携は特別支援学校や特別支援学級が中心だったが、スクールソーシャルワーカーが配置されて少し意識が変化したように思われる。それまでは学校の中で解決しようとするが多かったが、現在は連携して支援をすることができるようになっている。 ● 医療機関においては精神科を中心に、退院後の生活を地域の相談機関に繋いでいくという流れができていて、積極的に連携を行っている。国府台病院は定期的に勉強会を主催している。 ● 医療観察の決定を受けた者は保護観察所経由で繋がってくる。
ほっとねっと	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員の勉強会に不定期で何度か講師として招かれたことはある。支援依頼は少ない。 ● 緊急一時宿泊所は医療機関の職員が所属する一般社団法人で運営されている。立ち上げの目的が軽微な犯罪を繰り返す路上生活者のための社会復帰施設との位置づけであり、センターと障害者基幹相談支援センターが運営会議に出席している。そのため、継続的に支援が必要な対象者については、緊急一時宿泊所から直接支援依頼を受けている。 ● 案件としては少ないが、医療少年院からの支援依頼もある。

② 連携について課題があるとらえている機関及びそれを解消するために必要と考えられること

a 保護司との関係について

センター名	内容
いちほら 福祉ネット	<ul style="list-style-type: none"> ● 市原地区においては保護司から依頼を受けたことはほぼない。 ● 保護司がついている人は障害者手帳を所持していないことが多い印象である。しかし、福祉的な支援に繋がれば、自立の可能性が開けるのではないかと感じる人もその中には存在している。そのような人が手帳を取得し、就労につながる事例等を積み上げていく必要があるのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者の支援の過程で保護司が絡んでいたということが分かり、一緒に見守りを行うというケースや、保護観察所が医療少年院などから出所支援をするということで、保護司と一緒に見守りを行ってくれるというケースはある。しかし、保護司から福祉的な支援をしてほしいというニーズは今のところ出てきてない。 ● 保護司とセンターがお互いに連携の実績を積み上げられていないのが現状であり、市原地域においては保護司と顔の見える関係は築けていない。
がじゅまる	<ul style="list-style-type: none"> ● 市川地域においては、保護司との接点は少ない。 ● 支援の対象者が保護司のもとに定期的に通っていることは把握しているが、これまでのところ、センターと保護司があえて連絡を取るということとはしていない。 ● 本人は保護司の前では良い態度を取ろうとする。仮に本人が生活面で問題を抱えていたとしても、他のところで支援がついていればその問題を保護司に伝えるということは、保護司の立場上考えにくいのではないかと。ただ、もし問題について支援がない状態であれば、その旨を当事者から保護司に伝え、そこから福祉的な支援に繋がる可能性はある。その点から、保護司が対象者に福祉的な支援が必要かどうかを見る必要性はあると思われる。 ● 保護司は地域において見守りを行っている存在の一つという認識で、お互いに暗黙の役割分担ができていないのではないかと。
ほっとねっと	<ul style="list-style-type: none"> ● 松戸圏域においては、保護司からの依頼は少ない（過去数年でも1～2件ほど）。 ● 過去に一度、保護司の勉強会に講師として招かれたことはあった。それ以降の組織的な連携や繋がりなどはない。

b その他

センター名	内容
いちほら 福祉ネット	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会復帰においては、金銭面と本人の居所の問題が大きい。生活保護でそれらがひとまず確保でき、そこから地域において当事者特性や生活課題をどう支えていくか、あるいは地域にどう繋がっていくかという点において、支援が行き届いていないのではないかと。就労以前の問題があるとの印象である。センターもそこまでは入り切れていない。 ● 市原地区に関しては、医療観察法の面からの対応（薬物依存）については基幹相談支援センターが中心に対応を行っている。センターで受ける事例としては、薬物依存本人への支援ではなく、残された家族への支援は過去に事例がある。ただ、退院後も含め、本人への支援はない。例えば、子ども達を親戚に預け、児童相談所や教育機関との調整等の支援、うまくいかなければ最終的には児童相談所の保護となる。そうすると児童分野の管轄となりセンターからは離れてしまう。当該事例でも、その後の話は聞いていない。
がじゅまる	<ul style="list-style-type: none"> ● 市川地区においては、民生委員はどのような情報でもまずは市役所や社会福祉協議会など然るべき機関に伝えており、そこを通じてセンターに情報が来ていると認識している。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 司法と福祉が重なる部分がなく、刑期を終えたらすぐに福祉に切り替わるということの難しさ。移行が突然すぎる。現状、移行期は定着センターしか対応機関が存在しない。
ほっとねっと	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に何件か刑務所（所属ソーシャルワーカー含む）から依頼を受けたことがある。その際には規則だと思うが、個人情報あまり教えてくれなかった。 ● ある案件では、1月3日出所予定の方への支援依頼があった際、当日の宿泊場所の確保が必要であったため、「周辺の安価な宿泊施設やカプセルホテルを調べてはどうか」と助言したが、「それはできない」との回答であった。結果、センターにて調べた情報を本人へ伝えることは何とか実施していただけた。業務分掌や規則の関係とは想像するが、出所まで時間がないことも多いので、事前にある程度の支援をしてもらえるとよい。

③ 関係機関との連携について意識している点

センター名	内容
いちほら 福祉ネット	<ul style="list-style-type: none"> ● 司法と福祉で本人の支援に対する考え方が異なることがある。司法分野で連携経験の少ない人は、ある程度管理的な環境（施設等）を活用することが多い。福祉としては、対象者の地域生活をどう支えていくかという視点を持っており、支援の考え方や方法に相違がある。センターはそうした相違の緩衝材としての役割を果たしていくことを意識している。

④ 福祉的支援に結び付かない人の早期発見が難しい点（センターの考える気づきの視点とは）

センター名	内容
いちほら 福祉ネット	<ul style="list-style-type: none"> ● 司法分野の支援者は再犯させないということを目的として関わっているが、その人の生活をどう充実させていくかという視点があっても良いのではないかと。場面ごとで必要とする支援は違う。例えば、出所後すぐや拘留後すぐは金銭確保が重要だが、その後は本人の生活の質をどう高めていくかという福祉的な視点、長期的な視点が必要と思われる。 ● 満期出所の方に多いが、「家族がいるから大丈夫」と思われることがある。家族がいても対象者を支える力がなければどうするのか。家族の状況など環境を把握したうえで支援の必要性の有無などを検討してほしいと思うことはある。センターの認識として家族に課題があるのにそこに戻っているという事例がある。
がじゅまる	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉的な支援を自分から拒否してしまう人たちがいる。福祉的な支援は本人の生活を管理する面もあり、そうした側面を嫌って逃避されるケースもある。 ● 学齢期の児童についても発見に困難がある。「黙っていい子にしている」等、障害があると気づかれずに成長し、問題が複雑化してから支援に繋がってくるケースがある。 ● 障害があるかもしれないという視点を持ってほしい。よくある例として「嘘をつく、言うことを聞かない、すぐに怒って席を立ってしまう等」がある。「支援をしても仕方ない人だ」と捉えるのではなく、言動や会話の噛み合わなさ等から障害の疑いを持ってほしいと思う。そうしたエピソードを聞くと、センターとしては8～9割は障害があるのではと感じる。

(2) 生活課題への支援があるにもかかわらず、犯罪をしてしまう人について

① 中核地域生活支援センターに繋がる人の傾向について

センター名	内容
いちほら 福祉ネット	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族がいない、地域社会との繋がりが無い、集団に所属した経験が学生以降ないという人が多い。地域との繋がりが無いとはいえ、地域の人は知っている。遠巻きに見ているけれども介入はないというケースは多い。 ● 家族が見放しているというケースでも、当事者の行動等で家族が迷惑をこうむった経験があるため離れる等の、相応の理由がある。 ● 支援が必要だが求めるという発想のない人がいる。うまくいった事例では「こんなセンター、事例があるとは知らなかった」うまくいかなかったケースでは「そんなものいらない」と自ら支援を切ってしまうこともある。ただ、それは対象者が自暴自棄になっているのか、今の状況がいいと思っているのかは分からない。
がじゅまる	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族がいない、家族に頼れない、家族に課題がある人、コミュニケーションをとることが困難な人が多い。障害を有していたり精神疾患の治療がうまくいかなかったりする等してケースが複雑化した人が多い。 ● 他の福祉機関と関係性をうまく築けない人たちがおり、センターとしては不足した部分を補って全体を成り立たせるという考え方を持っている。そのため、支援や関わっている時期の濃淡が生じる。他の機関から支援が入っているときには引くときもあるし、支援機関が不足していればその逆もある。 ● 自身の課題や問題を直視することが困難な人が多い。結果として支援からエスケープすることを選択してしまう人もいる。

② 中核地域生活支援センターが支援を終結タイミングとその要因について

センター名	内容
いちほら 福祉ネット	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の支援機関に適切に移行したケースについては支援の終結とする。ただし、完全に関係性を切るのではなく、何かあれば声を掛けるようには伝えている。 ● 本人の拒否によって支援が途切れるケースはあるが、数年後に繋がりなおすケースも多いので、そうしたものについては終結にはしない。 ● 対象者が引越し等で当地を離れる場合は、現地の機関（基幹相談支援センター等）に移管する。
がじゅまる	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時的に支援が終結するということはあるが、完全に切れることはなく時期によって支援の濃淡が変化するというイメージを持っている。 ● インテーク時に概ねの方向性を立て、必要に応じて関係機関に支援の進展の報告・調整を行い、順調に支援が継続されていけばセンターとしては自然に支援終結となる。

	<ul style="list-style-type: none"> ● その時々への支援を本人が受け入れるかどうかという問題がある。「管理されている」等と本人の意向が課題としてある場合は、あえて距離感を尊重することで本人が自身で支援が必要であることを認識できるよう関わることがある。 ● 司法は終結という意味合いが多いが、福祉ではその考えは取りにくい。継続的に関わっていかないと問題が繰り返されると考えている。
--	--

③ 支援が終了したケースのフォローアップについて

センター名	内容
いちほら 福祉ネット	<ul style="list-style-type: none"> ● 方針として、他機関に繋いだところで終結はするが、また何かあれば声を掛けてもらうよう働きかけている。結果として、過去に対象者への支援を行っていた機関としてケース会議等への出席を行った事例はある。 ● 全てのケースを追跡することはできないので、任せるところは任せるようにしている。

(3) 社会資源の課題について

① 社会資源に関し、課題と感じていること

センター名	内容
いちほら 福祉ネット	<ul style="list-style-type: none"> ● 矯正施設における出所前のアセスメントと出所後の対象者の動きには違いがあることが多い。受け入れ側は刑務所内部の生活が、福祉の支援でそのまま活かせるか不安に感じているのが現状。福祉側としても出所したらアセスメントを取る期間もなく支援に繋がなくてはならない。 ● 福祉側で対象者を受け入れようとしても、万引きや窃盗等の犯罪を繰り返した人が施設内で共同生活を送れるのかどうか、福祉側はそうしたアセスメントを事前に行うことができない。そうしたアセスメントを取ることができれば福祉側も安心して受け入れることができるのではないかと。 ● 出所後の支援は、ふたを開けてみなければわからない。対象者本人も出所後の生活をイメージできない部分もあるのではないかと。 ● 矯正施設内と福祉施設や社会では生活環境が異なるという理由で断られるケースはある。「やってみなければわからない」という現状があり、「やってみよう」まで踏み込めないところが多い。地域で受け入れられる根拠をセンターとしても示すことに困難を感じている。
がじゅまる	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者の身寄りに関する事例として NPO 法人ガンバの会が後ろ盾になっているから、という理由で受け入れてもらえることはある。そのような保証の仕組みを特定の個人や団体に頼るのではなく、公的なものがあると良い。 ● センターは、その機能から対象者と日常的な関わりを行うことは難しい。事例として累犯者で精神的な病気がある人のケースで、身寄りもなく生活保護を受けているという理由で、不動産屋が近所のアパートに住ませた例がある。毎日事務所に対象者を呼んで、薬と 1,000 円を渡すという支援を行っていた。結果として、不動産屋の支援の継続が困

	<p>難になり中核地域生活支援センターに繋がれたが、こうした対象者の身近で支援をしてくれる存在となる社会資源がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護観察期間を終えた後も引き続き、服薬支援を行っている事例がある。日曜日に服薬支援を行える機関がなく、継続せざるを得ない。
--	--

② 協議会参加の他団体に協力を仰ぎたい点

センター名	内容
いちほら 福祉ネット	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉機関は対象者を受け入れてからアセスメントをしなければいけないため、「何か問題が発生したらどうするのか」という点から踏み出せない面がある。また、矯正施設内外で対象者の様子が異なるケースは多いことから、1～2週間程度の移行期間としてアセスメントを行える猶予があると良い。 ● 例として、アパート契約にしても身寄りや保証人がいないと断られることが多い。何かあった時の保証や公的支援、制度としてリスクの担保を求める大家が多い。逆にいえばそういうシステムがあれば貸してくれる大家は多いと感じる。実被害に対する補償をシステムとして設定してほしい。偏見等よりも実被害（家賃踏み倒し等）を重視しているものが多いと感じられる。 ● 支援に繋がっている中でも、再犯をして矯正施設に入所すると情報が途切れてしまう。出所した時に家族や、関係機関の職員などが個人的に知らせてくれるケースはあるが、システムとしてはないのが現状。出所した時に福祉的な支援に繋ぎなおすというシステムがあっても良いのではないか。
がじゅまる	<ul style="list-style-type: none"> ● 矯正施設から福祉機関への移行にあたって、地域生活支援の視点による中間的にアセスメントを行う期間の設定。 ● センターが対象者の状況について一番ヒアリングをしたいのは刑務所ソーシャルワーカーではなく、本人と実際に関わって生活面を見ている刑務官である。矯正施設においても本人の生活面での躓きは必ずあると考えており、そうしたエピソードを詳細に把握することが、実生活における躓きの防止に繋がると考えている。 ● 地域の支援を広げていく立場として、本人の犯罪に関わる個人情報をごくまで開示するかという点に葛藤がある。多くの場合、個別的な事情を伝えることによって支援機関側の共感的理解に基づいた協力を得られるが、一方で対象者本人がそうした情報を伝えることにどのような利益・不利益があるか認識できないことが多い。性犯罪もそうだが、支援に繋ぐ立場として悩むところである。どのような機関が協力してくれれば良いのか、判断基準や誰が判断すべきなのかが分からない。

③ 本人のライフイベントやライフステージの変化がある中の支援について、困難と感じられる点

センター名	内容
いちほら	<ul style="list-style-type: none"> ● 思春期の対象者の事例で、家族構成の変化による本人の喪失感へのフォローについて。

福祉ネット	
-------	--

がじゅまる	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者に障害があるものの、家族が支援を拒否するというケースがあった。対象者の夫が自身の両親に対象者の障害や犯歴についても伏せているため、センターとしても働きかけがしにくい。 ● 対象者が母親で子どもへの虐待事案が発生し、児童相談所や市役所も関わったケースがある。これら機関のクライアントは虐待を受けた児童で、母親は加虐者という扱いになり、中核生活支援センターとの立場の違いが浮き彫りになった事例である。 ● 実際のケースで本人が18歳の時に、本人を取り巻く支援機関が中核地域支援センターだけとなった事例がある。児童から成人期に移行する際に、引き継ぐ先が少ないという問題がある。
-------	--

④ 既存の支援方法や制度では限界があると思われるケース、本人のパーソナリティにかかわる部分で支援が必要と感じられる事例について

センター名	内容
いちほら 福祉ネット	<ul style="list-style-type: none"> ● 少年や若者の支援においてはスピード感が非常に重要である。福祉的な支援には一定の時間を要し、センターでも対象者との面談は1～2週間に一回が限度であるため、その間にSNSや友人関係、性風俗等、安直にその場しのぎの解決策を選んでしまうことがある。 ● 10代後半から20代そこそこの年代で人格形成が未熟で犯罪を繰り返す人、児童相談所からも支援依頼を受けることがあるが、こちらのアプローチに乗らず就労にも結び付かない人が多い。前述のように不良仲間と付き合ってしまうことが多い。面談の場では良い返事があっても、そこから一歩踏み出せないケースが多い。 ● 精神疾患が疑われるが自傷他害の恐れがない人や障害ボーダー層の人は制度に乗っていきこうという意識付けが困難である。本人自身にニーズが感じられていないが故に限界がある。そのため、市の精神保険福祉相談等に繋がる人は自分自身の生活や状況に疑問や困難を感じている人。そうではない人やアルコール依存の人等は介入が困難である。
がじゅまる	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉的な支援により管理されることを嫌ってエスケープしてしまうケースがある。支援方法の課題もあるが、そうした人たちに社会資源が行き届いていない。また、対象者に提供できる選択肢が少ない現状がある。 ● 依存傾向のある人の支援には困難がある。場合によっては対象者が職員に依存するケースもあって、職員の精神的負担が大きくなってしまう。 ● 若い世代で実家や家族が頼れない人たちは、住まいにおいても就労においても使える社会資源が少ないという現状がある。また、こうした人たちには失敗は許されず、一つ躓くと精神的にぼろぼろになり精神科に繋がるか、刑務所に入るか、性風俗産業で働くかとい

	<p>う状況になってしまう人たちがいる。児童養護施設を出た後の人たちも含め、実家を頼れない若者たちをどうするかということは社会的に大きな課題である。</p> <ul style="list-style-type: none">● 18 歳から成人に至る狭間の部分のケアが手厚いと、もう少し救える部分があるのではないか。そこは犯罪に至ってしまうか否かという瀬戸際の部分でもあると感じる。シェルターを利用して、結果としてエスケープしてしまったとしても、そうした頼る先があると本人が経験的に認識することができるので無駄にはならない。どこからも支援を受けていなくて犯罪に走って繰り返してしまうのと、その経験があるのとでは全く違うと思われる。
--	--

6. ヒアリング調査まとめ

今回の 3 機関に対するヒアリング調査において、センターに支援を繋ぐ他機関の傾向に違いはあるものの、支援の対象者像やセンターが抱えている課題には共通しているものが多いことが分かった。

(1) 支援の端緒の状況

支援の端緒として、弁護士からの依頼が多い。ただし、組織的なつながりではなく、個人的な依頼によるものとなっている。

司法と福祉の勉強会や、弁護士会の委員会にセンター職員が呼ばれたり、定着支援センターの開催する連絡会議へ参加したりする等、地域の弁護士と顔の見える関係性が形成されている。また、犯罪のみならず債務整理や離婚、障害当事者が権利侵害を受けたため訴訟を起こすなど、犯罪以外のケースで弁護士とセンターの間で関わりがある。一方で、弁護士会とセンター間の組織的な繋がりはないため、各弁護士が個人的にセンターへ繋ぐ状態となっている。また、そうした弁護士は一部であり、更に国選弁護士が多い。また、弁護士が本人を直接センターに繋ぐのみならず、NPO 法人等、他の支援機関へ繋ぎ、結果としてセンターに繋がるといった事例も存在し、弁護士からセンターへのつながり方には様々なパターンが見られる。

また、松戸地区では司法と福祉の勉強会（ひまわりネットワーク）を通じて、高齢や障害それぞれの相談先や支援機関についての情報を周知することによって、弁護士からセンターを介さずに、直接対象者を必要な連携先（基幹相談支援センター等）に繋がられていることがうかがえた。

(2) 支援を受ける者の状況

少年や若者、障害ボーダー層について

センターが困難を感じている部分として、児童から成人への移行期にある者、障害ボーダー層にある者の支援が挙げられた。これらの者の支援が困難と感じる理由は以下の点である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 若者特有のスピード感に既存の支援がついていけない② 使うことのできる社会資源が限られている③ 自身で福祉的ニーズを感じられない、あるいは支援を求めない、もしくは困難な者が多い④ 障害を有していることに気づかれず、課題が深刻化してから発覚する |
|---|

①については福祉的な支援は手続きや制度の運用に時間を要することが多く、センター職員による本人との面談も 1～2 週間に一度の実施が限界である。その間に SNS や不良な友人関係、性風俗産業等に結び付き、衣食住が即座に目つ安易に手に入るその場しのぎの解決策を選んでしまう者が存在する。③④に該当する者については、支援を受けた経験が少ない、もしくはないが故に、支援に繋がったとしても信頼関係を築くことや支援の定着に困難がみられるケースが多い。

(3) 社会資源について課題と感ずること

福祉施設や地域資源は、本人に関する情報が矯正施設によるアセスメントのみでは不十分と感ずていること
センターから対象者を地域の福祉資源や社会資源に繋ごうとした際に、矯正施設内外で本人の様子が変わることを危惧し、受け入れを断られるケースが多い。特に、受け入れ側の福祉機関は、本人を受け入れてから同時進行的にアセスメントを行わなければいけないため、「何か起きたらどうする」という点から踏み出せない面がある。また、矯正施設側のアセスメントにしても、地域では実際にどうなるかは分からない、と信じ切ることができていないのが現状である。

資料

I. 実態調査票（センター支援事例）

提出圏域名	
通し番号	
担当者名（記入者名）	

■プロフィール

【性別】	男 女 その他（ ）
【年齢】	52才
【住民登録】	なし あり（登録地： ）
【居住地】	
【逮捕場所】	
【学歴】	中卒 高卒 短大卒 専門学校卒 大卒 その他（ ）
【逮捕時の職業】	正規職員 非正規職員（アルバイト パート） 無職 不明
【逮捕時の同居人】	独居 配偶者 親（ ） 子 兄弟 その他（ ） 不明
【障害の有無】	なし あり（種別：身体 知的 精神）
【公的給付】	なし あり（内容： ）
【事例の概要】	犯歴（ ）直近の罪名（ ）
【生育歴・生活歴】	
【家族構成】（ジェノグラム）	【支援当初の関係者・支援者】（エコマップ） ※福祉関係以外の社会資源、家族、友人等についても記入

■支援の端緒 ※いつ・どこからの依頼で支援を開始したか

--

■支援の概要 (種別：家庭 住居 就労 障害 高齢 医療 生困 生保)

--

■支援経過 ※客観的事実と支援者の考えについては、区別して記入して下さい。

年 月	支援内容

■事例のポイント

--

■事例から見えた課題

--

Q8 本人が逮捕時に同居していた世帯の構成人員について該当するものにチェックを記入してください。
また、構成人員において日常生活を送るうえで支障をきたすような疾病や障害、その他心身の状況に特記事項がある場合はその内容を記入してください。

続柄	心身の健康状態における特記事項
例) <input type="checkbox"/> 父親	例) 事故により車いす生活
<input type="checkbox"/> 独居	
<input type="checkbox"/> 父親	
<input type="checkbox"/> 母親	
<input type="checkbox"/> 配偶者	
<input type="checkbox"/> 子ども	
<input type="checkbox"/> 祖父	
<input type="checkbox"/> 祖母	
<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹	
その他同居者は以下に記入	

Q9 逮捕時の、本人の世帯の経済状態について当てはまるものに一つ○を記入してください。
また、「1. 貧困」に○をした方は生活保護受給の有無についても記入をしてください。

1. 貧困 2. 普通 3. 富裕 4. 不詳

↳ 1-1 生活保護受給有り
1-2 生活保護受給なし

Q10 本人の犯歴について当てはまるものにチェックを記入してください。

回数	犯罪(罪名) ※未遂含む	逮捕時の職業	当時の居住形態
初犯	<input type="checkbox"/> 暴力犯 (<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 暴行 <input type="checkbox"/> 器物損壊) <input type="checkbox"/> 財産犯 (<input type="checkbox"/> 窃盗 <input type="checkbox"/> 詐欺 <input type="checkbox"/> 強盗 <input type="checkbox"/> 恐喝 <input type="checkbox"/> 横領) <input type="checkbox"/> 薬物犯 <input type="checkbox"/> 不法侵入 <input type="checkbox"/> 道交法違反 <input type="checkbox"/> 放火 <input type="checkbox"/> 公務執行妨害 <input type="checkbox"/> 性犯罪 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規社員 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 居候(友人・知人宅等) <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 寮・社宅 <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> その他()
2犯	<input type="checkbox"/> 暴力犯 (<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 暴行 <input type="checkbox"/> 器物損壊) <input type="checkbox"/> 財産犯 (<input type="checkbox"/> 窃盗 <input type="checkbox"/> 詐欺 <input type="checkbox"/> 強盗 <input type="checkbox"/> 恐喝 <input type="checkbox"/> 横領) <input type="checkbox"/> 薬物犯 <input type="checkbox"/> 不法侵入 <input type="checkbox"/> 道交法違反 <input type="checkbox"/> 放火 <input type="checkbox"/> 公務執行妨害 <input type="checkbox"/> 性犯罪 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規社員 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 居候(友人・知人宅等) <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 寮・社宅 <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> その他()
3犯	<input type="checkbox"/> 暴力犯 (<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 暴行 <input type="checkbox"/> 器物損壊) <input type="checkbox"/> 財産犯 (<input type="checkbox"/> 窃盗 <input type="checkbox"/> 詐欺 <input type="checkbox"/> 強盗 <input type="checkbox"/> 恐喝 <input type="checkbox"/> 横領) <input type="checkbox"/> 薬物犯 <input type="checkbox"/> 不法侵入 <input type="checkbox"/> 道交法違反 <input type="checkbox"/> 放火 <input type="checkbox"/> 公務執行妨害 <input type="checkbox"/> 性犯罪 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規社員 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 居候(友人・知人宅等) <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 寮・社宅 <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> その他()

4 犯	<input type="checkbox"/> 暴力犯 <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 暴行 <input type="checkbox"/> 器物損壊 <input type="checkbox"/> 財産犯 <input type="checkbox"/> 窃盗 <input type="checkbox"/> 詐欺 <input type="checkbox"/> 強盗 <input type="checkbox"/> 恐喝 <input type="checkbox"/> 横領 <input type="checkbox"/> 薬物犯 <input type="checkbox"/> 不法侵入 <input type="checkbox"/> 道交法違反 <input type="checkbox"/> 放火 <input type="checkbox"/> 公務執行妨害 <input type="checkbox"/> 性犯罪 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規社員 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 居候(友人・知人宅等) <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 寮・社宅 <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> その他()
5 犯	<input type="checkbox"/> 暴力犯 <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 暴行 <input type="checkbox"/> 器物損壊 <input type="checkbox"/> 財産犯 <input type="checkbox"/> 窃盗 <input type="checkbox"/> 詐欺 <input type="checkbox"/> 強盗 <input type="checkbox"/> 恐喝 <input type="checkbox"/> 横領 <input type="checkbox"/> 薬物犯 <input type="checkbox"/> 不法侵入 <input type="checkbox"/> 道交法違反 <input type="checkbox"/> 放火 <input type="checkbox"/> 公務執行妨害 <input type="checkbox"/> 性犯罪 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規社員 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 居候(友人・知人宅等) <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 寮・社宅 <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> その他()
6 犯	<input type="checkbox"/> 暴力犯 <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 暴行 <input type="checkbox"/> 器物損壊 <input type="checkbox"/> 財産犯 <input type="checkbox"/> 窃盗 <input type="checkbox"/> 詐欺 <input type="checkbox"/> 強盗 <input type="checkbox"/> 恐喝 <input type="checkbox"/> 横領 <input type="checkbox"/> 薬物犯 <input type="checkbox"/> 不法侵入 <input type="checkbox"/> 道交法違反 <input type="checkbox"/> 放火 <input type="checkbox"/> 公務執行妨害 <input type="checkbox"/> 性犯罪 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規社員 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 居候(友人・知人宅等) <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 寮・社宅 <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> その他()
7 犯	<input type="checkbox"/> 暴力犯 <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 暴行 <input type="checkbox"/> 器物損壊 <input type="checkbox"/> 財産犯 <input type="checkbox"/> 窃盗 <input type="checkbox"/> 詐欺 <input type="checkbox"/> 強盗 <input type="checkbox"/> 恐喝 <input type="checkbox"/> 横領 <input type="checkbox"/> 薬物犯 <input type="checkbox"/> 不法侵入 <input type="checkbox"/> 道交法違反 <input type="checkbox"/> 放火 <input type="checkbox"/> 公務執行妨害 <input type="checkbox"/> 性犯罪 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規社員 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 居候(友人・知人宅等) <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 寮・社宅 <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> その他()
8 犯	<input type="checkbox"/> 暴力犯 <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 暴行 <input type="checkbox"/> 器物損壊 <input type="checkbox"/> 財産犯 <input type="checkbox"/> 窃盗 <input type="checkbox"/> 詐欺 <input type="checkbox"/> 強盗 <input type="checkbox"/> 恐喝 <input type="checkbox"/> 横領 <input type="checkbox"/> 薬物犯 <input type="checkbox"/> 不法侵入 <input type="checkbox"/> 道交法違反 <input type="checkbox"/> 放火 <input type="checkbox"/> 公務執行妨害 <input type="checkbox"/> 性犯罪 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規社員 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 居候(友人・知人宅等) <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 寮・社宅 <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> その他()
9 犯	<input type="checkbox"/> 暴力犯 <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 暴行 <input type="checkbox"/> 器物損壊 <input type="checkbox"/> 財産犯 <input type="checkbox"/> 窃盗 <input type="checkbox"/> 詐欺 <input type="checkbox"/> 強盗 <input type="checkbox"/> 恐喝 <input type="checkbox"/> 横領 <input type="checkbox"/> 薬物犯 <input type="checkbox"/> 不法侵入 <input type="checkbox"/> 道交法違反 <input type="checkbox"/> 放火 <input type="checkbox"/> 公務執行妨害 <input type="checkbox"/> 性犯罪 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規社員 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 居候(友人・知人宅等) <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 寮・社宅 <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> その他()
10 犯	<input type="checkbox"/> 暴力犯 <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 暴行 <input type="checkbox"/> 器物損壊 <input type="checkbox"/> 財産犯 <input type="checkbox"/> 窃盗 <input type="checkbox"/> 詐欺 <input type="checkbox"/> 強盗 <input type="checkbox"/> 恐喝 <input type="checkbox"/> 横領 <input type="checkbox"/> 薬物犯 <input type="checkbox"/> 不法侵入 <input type="checkbox"/> 道交法違反 <input type="checkbox"/> 放火 <input type="checkbox"/> 公務執行妨害 <input type="checkbox"/> 性犯罪 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規社員 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 居候(友人・知人宅等) <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 寮・社宅 <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> その他()

2. ここからは本人がこれまで受けてきた支援についてお尋ねします。

Q11 本人がこれまでに受けた経済的支援に当てはまるものにチェックをしてください。
 また、その支援を受けた時期について記入してください。
 (時期については「初犯～2犯の間」のように犯歴の記入内容と照合できるように記入ください)

支援の内容	支援を受けた時期
<input type="checkbox"/> 支援は受けていない	
<input type="checkbox"/> 生活保護	
<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援制度	
<input type="checkbox"/> 障害年金	
<input type="checkbox"/> 介護保険	
<input type="checkbox"/> 自立相談支援事業	
<input type="checkbox"/> 支援は受けていたが詳細不明	
その他の支援については以下に記入	

Q12 上記以外に本人が経済的支援を受けようとしたが、受援しなかった(受けられなかった)ものはありますか。
 あればその制度(内容)と事情を記入してください。
 (時期については「初犯～2犯の間」のように犯歴の記入内容と照合できるように記入ください)

--

Q13 本人がこれまでに受けた住居に関する支援について当てはまるものにチェックを記入してください。
 また、その支援を受けた時期について記入してください。
 (時期については「初犯～2犯の間」のように犯歴の記入内容と照合できるように記入ください)

支援の内容	支援を受けた時期
<input type="checkbox"/> 支援は受けていない	
<input type="checkbox"/> 住居にかかる費用面の支援	
<input type="checkbox"/> 住居の紹介・斡旋	
<input type="checkbox"/> 更生保護施設の利用	
<input type="checkbox"/> 自立準備ホームの利用	
<input type="checkbox"/> 安価な物件の紹介	
<input type="checkbox"/> 保証人代行	
<input type="checkbox"/> 支援は受けていたが詳細不明	
その他の支援については以下に記入	

Q14 上記以外に本人が住居に関する支援を受けようとしたが、受援しなかった(受けられなかった)ものはありますか。あればその制度(内容)と事情を記入してください。
(時期については「初犯～2犯の間」のように犯歴の記入内容と照合できるように記入ください)

--

Q15 本人がこれまでに受けた就労に関する支援について当てはまるものにチェックを記入してください。
また、その支援を受けた時期について記入してください。
(時期については「初犯～2犯の間」のように犯歴の記入内容と照合できるように記入ください)

支援の内容	支援を受けた時期
<input type="checkbox"/> 支援は受けていない	
<input type="checkbox"/> 職業訓練	
<input type="checkbox"/> 職業の紹介・斡旋	
<input type="checkbox"/> 協力雇用主の紹介	
<input type="checkbox"/> 勤労条件に配慮のある雇用主の紹介	
<input type="checkbox"/> 福祉施設における就労	
<input type="checkbox"/> 職場への定着支援(フォローアップ)	
<input type="checkbox"/> 支援は受けていたが詳細不明	
その他の支援については以下に記入	

Q16 上記以外に本人が就労に関する支援を受けようとしたが、受援しなかった(受けられなかった)ものはありますか。あればその制度(内容)と事情を記入してください。
(時期については「初犯～2犯の間」のように犯歴の質問項目と照合できるように記入ください)

--

Q17 本人がこれまでに受けた修学に関する支援について当てはまるものにチェックを記入してください。
 また、その支援を受けた時期について記入してください。
 (時期については「初犯～2犯の間」のように犯歴の記入内容と照合できるように記入ください)

支援の内容	支援を受けた時期
<input type="checkbox"/> 支援は受けていない	
<input type="checkbox"/> 修学にかかる費用の支援	
<input type="checkbox"/> 高卒認定試験のための学業支援	
<input type="checkbox"/> 奨学金制度	
<input type="checkbox"/> 進学・通学に関する相談	
<input type="checkbox"/> 支援は受けていたが詳細不明	
その他の支援については以下に記入	

Q18 上記以外に本人が修学に関する支援を受けようとしたが、受援しなかった(受けられなかった)ものはありますか。あればその制度(内容)と事情を記入してください。
 (時期については「初犯～2犯の間」のように犯歴の質問項目と照合できるように記入ください)

Q19 本人は上記以外に公的・民間を問わずに何らかの支援を受けた経験がありますか。
 あればその内容と支援を受けた時期を記入してください。
 (時期については「初犯～2犯の間」のように犯歴の記入内容と照合できるように記入ください)

**アンケートは以上で終了となります。
 ご協力ありがとうございました。**